

地域で高めあう防災力

～イザというとき頼りになるのは？～

9月1日は「防災の日」

9月1日は防災の日です。災害はいつ起こるかわかりません。日頃からの心構えや準備が大切です。大規模災害が発生すると、行政機関や消防機関の救援活動は限界を超えてしまいます。そのため、地域住民が相互に助け合い初期消火や人命救助などの防災活動に努めることが、被害を最小限に抑える上で大変重要になってきます。中でも、自治会・町内会で組織する自主防災組織の役割に、大きな期待が寄せられています。

自主防災組織をつくろう

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域の皆さんの連帯感に基づいて結成される組織です。

○平常時の活動

- ・防災知識の普及・啓発
- ・地域内の安全点検
- ・防災訓練の実施
- ・防災資機材などの備蓄および管理 … など

○災害時の活動

- ・災害関連情報の収集・伝達
- ・出火防止、初期消火
- ・救出・救護
- ・避難誘導、避難
- ・避難所の運営 … など

○設立までの流れ

- ①防災活動の必要性について話し合う
 - ・どの範囲(地域)を対象とするのか
 - ・どのような組織にするのか
 - ・どのような活動を行うのか
- ②市に相談する
 - ・組織の結成方法
 - ・規約の作り方
- ③地域の同意を得る
 - ・行政区や自治会の総会時など
- ④市への認定申請
 - ・申請書と必要書類を提出

※市では活動費用として年間2万円(上限)を補助します。

■防災安全室(千代田庁舎)

被災地派遣職員レポート

市では、東日本大震災により被災した自治体への人的支援として、昨年度に引き続き福島県双葉町役場いわき事務所に職員を1年間派遣しています。



福島県双葉町役場いわき事務所復興推進課 鈴木薫 係長

双葉町役場いわき事務所へ赴任してから、早くも4カ月が経過しました。前任者から引き継ぎしたことで、双葉町の現状や復興に向けての取り組みについて、ある程度は把握して着任することができたつもりでした。しかし、いまだ町の96%が帰還困難区域という現状は想像以上に厳しく、前例のない原発事故を含んだ複合災害の脅威をあらためて痛感し、薄れつつある東日本大震災の記憶が思い起こされました。

前年度の当市からの派遣職員と同様に復興推進課での支援に従事することとなり、復興公営住宅の整備、帰還・再興に向けた復興まちづくり計画の見直しや策定などの業務を担当しています。また、他自治体と民間からの支援職員と共に、これまでの経験と知識を生かした支援ができないかを考えながら業務に取り組んでいます。

双葉町では、双葉町復興町民委員会を立ち上げ、多くの町民からの具体的な施策の提言をもとに、より具体化した復興計画の策定に取りかかっています。そのような中、町外の生活拠点や町内に位置づけた復興拠点を中心とした、帰還や復興への足掛かりとなる施策を決定する重要な局面を迎えています。

慣れない単身赴任生活ですが、伊澤史朗町長をはじめとする職員の皆さんには、公私ともに大変お世話になっております。その恩に報いるためにも、1日も早い双葉町の復興のために、精力的に業務に従事していきたいと思っております。



再生可能エネルギー活用・推進プロジェクト勉強会へ参加

「開発行為」「や」「農地転用」の許可などを

市ではいつよりになります(10月1日から)

開発行為の許可などについて

都市計画法に基づき開発許可などに関する業務を市が行うこととなります。

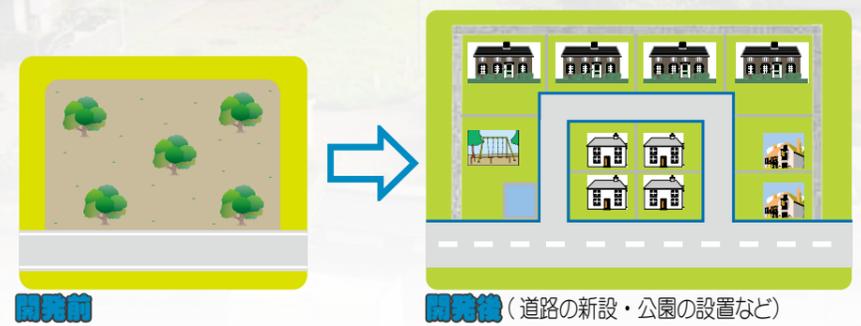
【内容】

- ・開発許可に関する業務
- ・土地開発事業の適正化に関する指導要綱に基づき設計承認に関する業務
- ・宅地造成規制法に関する業務
- ・優良宅地造成の認定に関する業務
- ・5分未満の土地区画整理法に関する業務

【手続きの流れ】

- ・9月30日(木)までは
申請→市(経由)→県(県知事許可)
- ・10月1日(金)以降は
申請→市(市長許可)

■都市整備課(霞ヶ浦庁舎)



開発前

開発後(道路の新設・公園の設置など)

農地転用の許可などについて

農地法に基づき農地転用許可などに関する業務を市が行うこととなります。

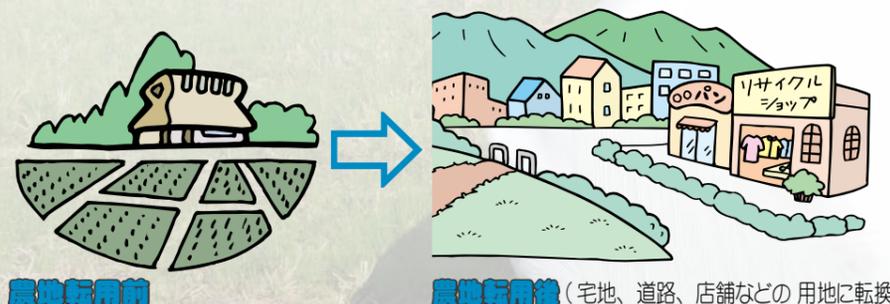
【内容】

- ・2ha以下の農地転用許可に関する業務
- ・違反転用の処分に関する業務

【手続きの流れ】

- ・9月30日(木)までは
申請→市(経由)→県(県知事許可)
- ・10月1日(金)以降は
申請→市(農業委員会長許可)

■農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)



農地転用前

農地転用後(宅地、道路、店舗などの用地に転換)